

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金(10万円/1世帯)のご案内 受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(1世帯あたり10万円)は、令和3年度住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

市区町村が確認書(または申請書)を
受理した日から3週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯(いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和3年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和3年1月以降の収入が
減少し**「住民税均等割非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

令和3年12月10日時点で住民登録のある市区町村から確認書が届きます。中身を確認して返送してください。(要返送)

申請が必要です

申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。川口市への申請は、令和4年9月30日(金)までとなります。

支給手続きや支給要件の詳細は、
裏面をご確認ください。

川口市 臨時特別給付金コールセンター

0570-057-228

受付時間 8:30~17:15

※受付期間:令和4年9月30日まで

※土・日曜日、祝日も実施します。 ※通話料金がかかります。

給付金の支給手続き

I 令和3年度住民税(均等割)が非課税の世帯

- 対象と思われる世帯には、市区町村から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、支給対象者に該当した場合は、市区町村に返信してください。

【確認事項】

- ① 給付金の振込口座番号
- ② 住民税均等割非課税世帯であること



世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合、川口市から前住所地に照会し、確認でき次第、順次確認書を送付いたしますのでお待ちください。

II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年取見込額(令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍)が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。
(一例) 住民税均等割非課税となる年間給与収入の目安(川口市の場合) 単身の場合: 100万円以下、母・子(1人)の場合: 156万円以下

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、収入額が確認できる添付書類などとともに住民登録のある市区町村の窓口に、直接または郵送でご提出ください。



(提出先が川口市の場合)

- 申請書類は川口市ホームページよりダウンロードできます。ダウンロードが困難で郵送を希望される方は、下記川口市コールセンターへご連絡ください。

! 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

! 住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!



申請内容に不明な点があった場合、川口市から問い合わせをすることがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、キャッシュカードの暗証番号、インターネットバンキングのパスワード等の個人情報を聞くこと、また、給付のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに川口市臨時特別給付金コールセンター(0570-057-228)または川口警察署(048-253-0110)・武南警察署(048-286-0110)にご連絡ください。